

社会福祉法人豊徳会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間インターバル制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 4月～ 現状の分析、検討開始
- 令和5年 6月～ 制度の導入、管理職研修及び職員への通知

目標1：令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり 平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年 6月～ 法人内各事業所での検討開始
- 令和5年 7月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和5年10月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始